



# 九条はらまち

「はらまち九条の会」ニュース No. 5 2

2008(平成20)年2月9日(土)発行

<65年前の1943年2月9日は、日本軍がガダルカナル島で敗北、退却の日> (やいさし・やきさし)  
太平洋戦争中の1942年8月から、太平洋上のソロモン諸島南端のガダルカナル島での日米両軍の激戦で、ついに1943年2月9日、日本軍が2万以上の戦死者を出して敗北し退却した。その時、大本営は「退却」でなく、「転進」と詭弁の公表を行っていました。

## 雪と厳しい寒さの中、ご出席お疲れさまでした!

<2月3日、2008年総会・吉原泰助先生講演会・相双地区九条の会交流会>

生憎の雪と厳しい寒さの2月3日、今年の「はらまち九条の会総会」、元福島大学学長「吉原泰助先生の講演会」、それに「相双地区九条の会交流会」、希望者による「懇親会」も開催されました。

○午後2時からの「総会」の出席者は60名。遠く福島市や相馬市の会員も駆けつけ、高橋美加子さんの議長のもと、各議事は<別総会要項>の通り承認され、また建設的な意見も出て、今年の検討事項として承認されました。

○午後3時からの「吉原泰助先生講演会」の出席者は80名に増え、一般市民の方の参加もありました。難解な憲法の問題ですが、先生の丁寧で優しく説得力ある語り口に、2時間の長さを感じさせない講演でした。

○事務局では先生の許可をいただき、講演をカセットテープに録音いたしました。お聞きになりたい方へは貸出します。事務局員へ、膨大な「レジメの冊子」も一緒に送ります。

○また、会場を「花吹雪」に移し、会長吉原先生と県九条の会事務局植木さんの主導で「相双地区九条の会交流会」も開催。今後も協調して活動していくことを確認。約1時間ほど話し合いました。

▼上の記事は、2月7日付『福島民友』相双版  
下の記事は、2月7日付『福島民報』相双版



憲法九条の必要性などを訴える吉原代表

南相馬で講演会  
憲法問題訴える  
はらまち九条の会  
憲法九条を守る運動を展開している、南相馬市原町区のはらまち九条の会(平田慶隆会長)は三日、同市原町区の市文化センター

で講演会を開き、参加者が憲法問題に理解を深めた。  
会員ら約百人が参加。元福島大学学長の吉原泰助(九条会代表が「歴史の叡智(えいち)」から生まれた日本国憲法「憲法は押しつけか、時代遅れか」と題して講演、憲法九条の必要性などを訴えた。

講演会に先立ち、総会を開き、活動計画で学習会の開催や成人式で新成人全員に「憲法」小冊子復刻版を配布するなどを承認した。

憲法の歴史や意義など学ぶ  
はらまち九条の会

はらまち九条の会の講演会が三日、南相馬市文化センターで開かれた。

約七十人が出席した。元福島大学学長で九条の会代表の吉原泰助さんが「歴史の叡智から生まれた日本国憲法」憲法は押しつけか、時代遅れか」と題して講演した。

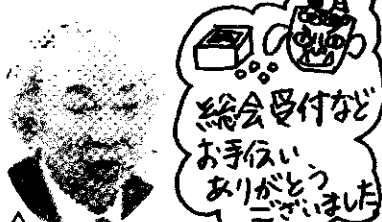
吉原さんは、憲法九条のうち戦力の不保持・交戦権の否認をうたった第二項が、次第に形骸(けいがい)化された経過などを示した。また、現在の憲法が米国からの押し付けであるとの意見があることに對し、鈴木安藏

がGHQの憲法草案に大きな影響を与えたことなど、憲法制定過程に多くの日本側の関与があったことを指摘した。

講演会に先立ち、はらまち九条の会の総会も開かれた。平田慶隆会長が氏らによる憲法研究会が起草した「憲法草案要綱」あいさつした後、学習会の開催や「九条」プログラマ「はらまち」の発行など、今年の事業計画を決めた。



憲法制定過程などを学んだ吉原さんの講演会



△この2月で75歳の吉原先生。若々しく、大変お元気です。

○6時半から、吉原先生を囲んで「懇親会」に参加者は18名。各参加者から自己紹介と憲法や国内外の政治や社会のお話、今後の活動について発表され、和やかな楽しい懇親会となりました。

●この「はらまち九条の会」ニュースの名前・題字を

九条70周年はらまちから九条はらまちに  
メタボからスリムへ、この号「No.52」から変更しました。

●インターネットでの検索は、

今までと同じ「はらまち九条の会」  
だけですぐ開くことができます!

# ○ 総会で承認の「2008年の活動計画」 ○

## 皆さんで頑張りましょう!

- ①憲法9条を世界に拡大し輝かせるよう活動する。市民に呼びかけて、会員の拡大をはかる。南相馬市ならではの企画やイベントで、市民や全国に「憲法9条を守ろう」と発信する。
- ②数回の学習会の開催。小グループごと、原町区内の地域ごとに開催する。(たとえば座学だけでなく、原町出身の映画監督亀井文夫の反戦映画の上映会、平和の詩の朗読会、原町の戦跡めぐり、高校生制作の戦争のビデオ番組鑑賞会などは、どうでしょう)
- ③楽しい意義あるイベントの開催。(昨年の松元ヒロのようなライブ、落語の会、講演会など)
- ④相双地区の各「九条の会」と連携して活動する。(たとえば、5月3日(木)憲法記念日などの節目の日に、「憲法9条を守ろう」の意見広告チラシの新聞折り込みを行う、等々)
- ⑤1月の南相馬市原町区成人式で、新成人に『憲法』復刻版を配布する。
- ⑥「福島県九条の会」が主宰すれば、連携して署名活動を行う。
- ⑦『九条プログはらまち』を、月3号程度発行し、会員、その他に配布する。



質疑では次のような意見があり、検討し、前向きに取り組むことで承認されました。

- 「若い人をもっとこの活動に引き込みたい。広島長崎の原爆禁止大会に、会で資金を出して若い人を参加させ、九条の会に入会してもらおうようにしてはどうか」
- 「広島長崎の被爆者の展示用記録やパネルを借りて、展示会のイベントを行ってはどうか」
- 「相双地区の被爆者の体験談集が発行されていますから、それも活用できますが」
- 「この地方、特に小高地区には、時代の流れや権力に異を唱える人物が輩出する伝統がある。鈴木安蔵なども『おだかの人物』という市の出版物で紹介されていますが、やはりこの地方ならではの発信、アピールをしたいものです。またインターネットを通して、若い人たちが気軽に携帯電話などで、本会の活動を見ることができるよう工夫をすべきではないか。若者との交流も、こちらから積極的に発信することも考えるべきではないか」など。



## 講演会に出席して良かった! ニュース楽しみです

### 総会・吉原先生講演会に出席して・活動について、会員よりハガキで一言

- 「九条を護る意見書」不採択について、『九条プログはらまち』No.46にもありました通り、「九条を護る意見書」については、本当に残念乍ら不採択となってしまいました。総務委員会に山崎事務局長さんや、早坂さん、相良さんに出席していただき、2時間半にわたって、委員の質問に懇切丁寧にお答えいただきました。ほんの一部ですが、委員長報告で10分を費やして本会議最終日に報告しました(市役所ホームページに議事録があります)。今回の採決は否決ですが、僅差でした。議長や欠席者(故小林一成議員)を加えると、(タラシバですが)12対13となるはずですが、もう一息です。諦めずに頑張りましょう。「正しきは断じて滅びず」です。(小川尚一)
- 成人式に『憲法』を配布したのは、大変良かった行動として、大変感動しました。
- 「九条プログはらまち」を毎月発行してくれているので、活動のことがよくわかり、元気が出てきます。いつも楽しみに読み返したりして、私のいい勉強になっています。
- 講演会に声をかけてもらい出席し本当に良かった。憲法のことをよくわかりました。
- 吉原先生の講演会はそのままでほしい。文章化できませんか。



総会会場にメガネの忘れ物がありました。黒い皮ケースで男性用。事務局山崎が保管しています。

## 投稿 「公」に携わる者の平和観や憲法観は、これでよいのか

はらまち九条の会会員 相良利信

私たち九条の会は昨年11月、南相馬市議会に対して、平和をこよなく希求するために、「憲法9条を護ることの意見書」を、南相馬市民として提案しました。議会側は何度か継続審査を重ねてきましたが、最後は否決という形を採りました。

この日本に、1,800余の自治体が存在することになっていますが、「憲法を否決した」などと聞いたことはありません。否決した者は、どんな理由であれ「公」の決定であることには変わりはありません。今、市民は否決を表明した議会にどれだけの信頼を与えることができるでしょうか。

又、南相馬市はこの程、「自治基本条例」を制定しました。もともと条例は「地域の憲法」と言われ、その地域へ最高価値を与えてきたも

ので、南相馬市7万3千市民が等しく遵守し、市民生活の規範となるものです。

ところが、議会の審議過程で、修正意見が出て、採決と言う形を採って市民に示したのです。しかし、条例のような全市民を拘束するような法令は、議会において「全員一致」こそが必要で大事なのです。

そして、この条例の前文には、平和条項が記されていますが、この平和条項のある条例を、私たちが昨年11月に提案した「憲法9条を護ることの要請」に反対を表明した者が、賛成に加わり採決したのであります。昨年私たちが求めた「平和」と、条例に示されている「平和」とどう違うのか、極めて不可解でなりません。

このような議会の怠惰な状況に、市民は厳しく警鐘を乱打しなければならないと思います。